

日本の外国人入国政策の変遷と外国人入国の推移

李 政 宏

1 外国人入国の概況

2012年1月現在、日本の外国人登録者数は213万人⁽¹⁾を超え、日本の人口総数の約1.6%を占めている。日本はアメリカ、ヨーロッパ諸国のような移民大国ではないが、年々増加してきた外国人人口の日本の社会への影響は、限られた地域だけではなく、着実に広がってきている。

最近街中でよく目にするのは、外国人の経営する飲食店や小売店等であり、これらの新たな店舗が町を飾っているともいえる。さらに特定の民族がある地域に集中すると、その地域はエスニックエリアと呼ばれる小地域を形成する。中でもよく知られているのは横浜の中華街、池袋のチャイナタウン⁽²⁾、そして新宿区大久保地区のマルチエスニックエリアである。

エスニック地域は、短期間ではなく長期間にわたり外国人住民が集中することによって形成される。たとえば第二次世界大戦後、一部の外国人が帰国することなく日本に残留した。その最も知られた例がオールドカマーと呼ばれる「在日コリアン」であり、その集住地域は大阪市生野区、東京都荒川区である⁽³⁾。一方、「在日中国人」は横浜などに集中し、1980年代に日本に還流した日系三世、日系ブラジル人は各工業地域に集中している⁽⁴⁾。

戦後の残留、高度経済成長期の労働力不足、留学生の受け入れ、少子高齢化の進行などの時代背景の変化が外国人の入国を加速し、その結果入国者数は年々増大している。図1-1に示すように、外国

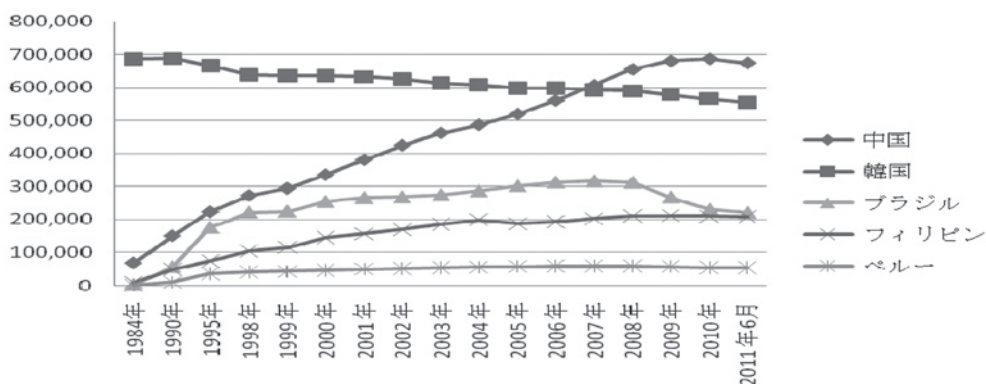


図1-1 国籍別（上位5カ国）外国人登録者数の推移
出典：法務省入国管理局「外国人登録者統計」より、筆者作成

人登録者数では2007年年末まで、「韓国・朝鮮」の出身者が戦後日本に残留を選択したことで、長くその第一位を占めていた。1990年代後半に中国出身の登録者数が急速に増え、2007年の時点で韓国を超えて第一位となり、2011年8月の時点では687,156人に達している。

2 出入国管理制度

外国人の入国の増加は、政府による法律や制度の改正による所が大きい。戦後日本の出入国管理制度は1951年（昭和26年）10月4日、ポツダム政令⁽⁵⁾の一つとして制定された出入国管理令に続いて、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」）が制定・公布され、同年11月1日に施行された。その後、数回の改正を経て現在の制度になっている。

世界の出入国管理制度を大別すると、三つの類型に分けることができる⁽⁶⁾。

- ①国防や治安対策を重視する警察国家型
- ②出入国には比較的緩やかであるが、「在留管理」に重点を置くヨーロッパ型（陸境国型）
- ③在留活動の範囲と在留期間を重視する米国型（海境国型）

戦前の日本は警察・公安により出入国を管理していたため、警察国家型に属した。現在日本の出入国管理制度は米国型を参考として制定されたものである。

出入国制度の規定する外国人が日本で活動する資格、いわゆる「在留資格」は地位・身分に基づき、27種類に細かく分類されている（表2-1）。

上記の表による日本における外国人の在留資格は、「就労が認められる在留資格」と「就労が認められない在留資格」に分類することができる。外国人は海外での生活を成立させるために、労働行為を通して収入を確保し、生計を維持する必要がある。だが、外国人の労働行為は滞在国の住民に競争上の影響等を与えることになる。そのために、外国人に関する在留資格は基本的には「労働行為の可否」を基準として規定されたものと考えられる。

在留資格中、一定の条件下で労働行為に従事することが認められる資格は17種あるが、これとは別に元来「活動に制限のない」在留資格が4種類あり、さらに「資格外活動」を申請することにより、一定の範囲内の労働行為が認められる「留学」、「研修」（研修生（3ヶ月目から労働基準法を準用））、「特定活動」（実習生、ワーキング・ホリデー⁽⁷⁾（30歳以下、一年間））の区分があるため、実際に労働行為に従事できる在留資格は24種類あることになる。

出入国管理法の元来の名称は「入国管理令」であり、現在の出入国管理法まで、いくつの改正を経ている。まず難民条約・難民議定書⁽⁸⁾に加盟したことで、難民認定手続を整備するために、1982年1月1日に出入国管理令に難民認定関連手続きに関する条項が追加され、名称も現行の「出入国管理及び難民認定法」に改正され、「入管法・入管難民法」と略称されるようになった。

そして、1990年6月1日に在留資格を再編した改正法が施行され、「人文知識・国際業務」、「短期滞在」、「日本人の配偶者等」などの諸資格を具体的に別表で表示した。この改正によって「定住者」の在留資格が創設され、日系3世までに就労可能な地位が与えられ、ブラジル、ペルー等の中南米諸

表 2-1 日本における在留資格

在留資格の種類（27種類）			
就労が認められる在留資格		就労が認められない在留資格	
在留資格	在留期間	在留資格	在留期間
外 交	外交活動の期間	文化活動	1年又は6月
公 用	公用活動の期間	短期滞在	90日、30日又は15日
教 授	3年又は1年	留 学	2年又は1年
芸 術	同上	研 修	1年又は6月
宗 教	同上	家族滞在	3年、2年、1年、6月又は3月
報 道	同上	就労の可否は指定される活動による在留資格	
投資・経営	同上	在留資格	在留期間
法律・会計業務	同上	特定活動	3年、1年又は6月、法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
医 療	同上		
研 究	同上	活動に制限のない在留資格	
教 育	同上	在留資格	在留期間
技 術	同上	永住者	無制限
人文知識・国際業務	同上	日本人の配偶者等	3年又は1年
企業内転勤	同上		
興 行	1年、6月又は3月	永住者の配偶者等	同上
技 能	3年又は1年		
技能実習	1年	定住者	3年、1年、法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）

出展：『出入国管理及び難民認定法 別表』，筆者整理

国からの日系人の在住者が増加した。この改正により大量の日系南米人が「出稼ぎ」を目的として来日し、工業地域に集住し、一時は地域住民との間に言語、習慣を巡る摩擦が起きた。現在は「多文化共生」政策により、多くの出稼ぎ外国人にサポートが提供されるようになっている。

2004年に出国命令制度が創設された。不法残留（オーバーステイ）の外国人に対して、法務省入国管理局が身柄収容の手続きをとり、日本から強制送還されることになる。強制送還後、5年間（10年間の場合もある）日本に入国することはできない。今回の改正により、不法滞在の外国人が過去に退去強制⁽⁹⁾歴がないこと、出入国管理及び難民認定法違反以外の犯罪事実がないこと、帰国の意思がある人が自ら出頭することなど、下記の要件を満たすことで、退去強制手続きを経ずに出国することができるようになり、日本に再入国できない期間も1年になった。

①速やかに出国することを希望して、自ら入国管理局に出頭したこと。

②不法残留している場合に限ること。

- ③窃盗その他一定の罪により懲役刑等の判決を受けていないこと。
- ④これまでに強制送還されたり，出国命令により出国したことがないこと。
- ⑤速やかに出国することが確実であること。

図2-1によると，出国命令制度を創設後，日本における不法滞在者数が着実に減少している。

従来の入管審査の体制では，退去強制されたものが合法的・非合法的に氏名変更または別名義により入手したパスポートなどの手段で再入国した場合，見破ることが困難であったため，外国人犯罪の増加，退去強制者の不正再入国などを防止するために，2007年11月20日から，外交特権を有する者，政府招待者，特別永住者，16歳未満の者以外の外国人に対して，入国審査の際に指紋採取機で両手のひとさし指の指紋採取と顔の写真撮影を義務付けた。

また，2010年の入管法改正により，外国人管理制度が改められた。従来入管局が所管していた外国人は2012年7月9日から住民基本台帳制度の対象となり，地域の一員として管理されることにな

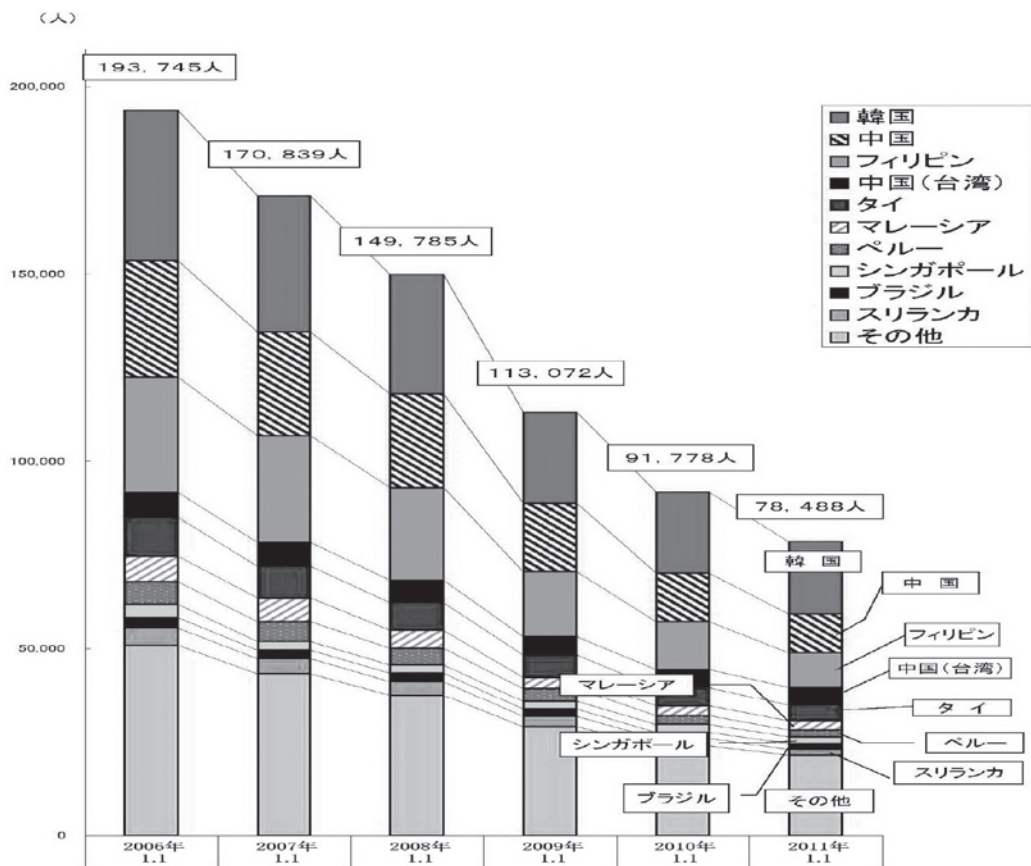


図2-1 国籍（出身地）別 不法残留者数の推移

出典：『本邦における不法残留者数について』法務省入国管理局 2011.4.5 公開

る。外国人登録法も改正され、「外国人登録証制度」が廃止され、改めて「外国人在留カード」が制定された。2012年7月に施行される新たな外国人在留制度は、中長期滞在する外国人に対して、在留期間を最大5年とし、一年以内の再入国も「再入国手続き（一回、数回）」によらず、「みなし再入国」制度による再入国を認めて複雑な制度を簡素化した。

入管法の改正は単に外国人管理の利便性を目的としているだけではなく、労働力不足問題の解決をも目的としている。次章においては労働関係の制度改正について論じる。

3 低賃金労働者としての実質

1981年の入管法改正では、外国人研修生の受け入れにおける在留資格は「留学生」の一形態として位置付けられていた。1989年の改正法において、「本邦の公私の機関により受け入れられておこなう技術、技能または知識の習得をする活動」として「研修」の在留資格が創設された。1991年に法務、外務、厚生労働、経済産業、国土交通の5省共管により、外国人研修・技能実習制度の適正かつ円滑な推進を目的として、財団法人国際研修協力機構（JITCO）が公益法人として設立された。1993年、研修を修了し所定の要件を満たした研修生に、雇用関係の下でより実践的な技術・技能等を修得させ、その技能等の諸外国への移転をはかり、それぞれの国の経済発展を担う「人づくり」に一層協力することを目的として技能実習制度を創設した。これによって外国人研修生の在留資格が「研修」から「特定活動」に変更され、雇用契約の下で継続して2年を限度に就労できると定められた。

この制度は、研修生・技能実習生への技術・技能移転をはかり、その国の経済発展を担う人材育成による「国際貢献」を目的としたものであった。したがって、この制度を通じ、日本の受け入れ企業等には外国企業との関係強化、経営の国際化、技能実習生の労働力の確保等のメリットがあるばかりではなく、研修生・技能実習生を派遣する外国の企業にとっても、修得した能力・ノウハウの活用による品質管理の徹底、職場規律の徹底、コスト意識の高揚等により、企業の事業活動の改善や生産性向上をはかることができる。この制度は更に研修生・技能実習生にとっても、技能修得と帰国後の能力発揮により、自らの職業生活の改善向上や企業の発展にも役立つことを目的としている。研修・実習生制度には以下のように三つの類型がある。

- ①政府機関型：国や地方自治体が外国人研修生の受け入れ機関となるか、もしくは国費により国際協力事業団（JICA）、海外技術者研修協会（AOTS）などが事業の一環として外国人研修生を受け入れる。
- ②企業単独型：主に海外に拠点を持つ企業が現地法人または海外取引先企業の常勤の職員を研修生として受け入れる。
- ③団体監理型：商工会議所、事業協同組合など中小企業団体、財団法人、社団法人、職業訓練法人が第1次受け入れ機関となり、その指導・監督のもとに、傘下の会員企業が第2次受け入れ機関として研修生を受け入れる。

研修・実習生制度の目的に挙げられたのは人材育成、国際貢献であるが、実際に注目が集まった

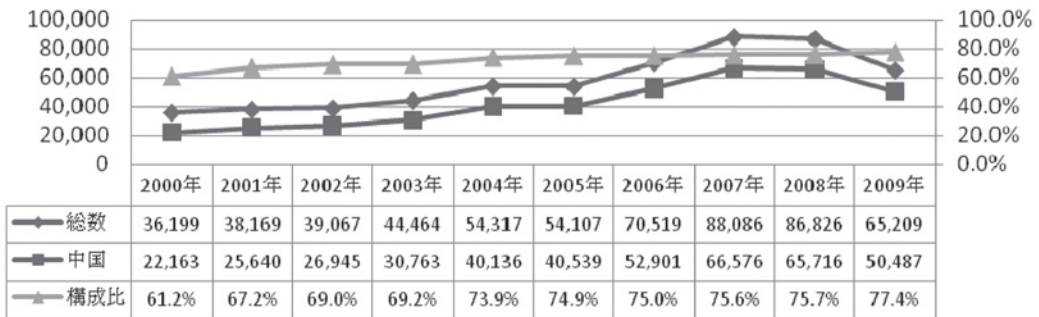


図 3-1 在留資格を「研修」とする外国人登録者数の推移
 出典：(財)入管協会「在留外国人統計（平成 22 年版）」より，筆者作成

のは、比較的安い研修手当で労働に従事させることができる仕組みである。研修生・技能実習生は低賃金労働者として使われ、多くの中小企業が研修生制度を人手不足対策に利用したのが実態であった。研修名義で入国した外国人は図 3-1 に示すように年々増加し、うち中国籍が 7 割近くを占めている。

だが研修制度に関する低賃金、長時間労働、強制貯金、パスポートの取り上げ、移動の制限、賃金や残業代の未払い、強制帰国など、外国人研修生が人身売買に近い状態に置かれることとなり、2011 年 6 月 27 日に米務省が発表した世界各国の人身売買の実態をまとめた年次報告書において、日本は、「人身売買撲滅のための最低基準を十分に満たしていないが、満たすべく著しく努力している」国に分類されるに至った。

制度上の諸問題を解決するために、2009（平成 21）年に「外国人研修生制度・技能実習生制度」が改正され、2010 年 7 月より新制度が施行された。この制度改正で、中小企業にとっても、1 年目の 2 ヶ月の講習期間終了後に技能実習生との間で雇用契約が成立することとなるので、1 年目から残業や休日出勤が可能となる。一方で研修生には雇用契約により労働関係の法令が準用され、日本人と同じ最低賃金が保障されるようになった。このため中小企業は研修・実習生制度を利用するよりも日本人の臨時雇用を増やしてゆることが予想されている。

研修・実習生の他にも、さらに低賃金労働者が存在する。1990 年 6 月 1 日改正法の施行により、「定住者」の在留資格が創設され、日系 3 世までに就労可能な地位が与えられ、これによりブラジル、ペルー等の中南米諸国からの日系人の在留が増加した。彼らは労働資格がなければ働けない一般外国人とは違い、労働には制限がない低賃金労働者である。だが日系南米人の入国により地域住民との生活習慣、文化などの摩擦が多発するようになり、2001 年に「外国人集住都市会議」⁽¹⁰⁾が開催され始め、2011 年 11 月、会員都市が 28 都市⁽¹¹⁾に達し、外国人との「地域共生」を目指して日系南米人を含め、行政団体、NPO 法人、大学、地域、企業より、地域に居住する外国人へサポートや援助が提供され、摩擦が次第に減少するようになってきた。

4 年々増加する留学生

1983年の中曽根内閣による「21世紀への留学生政策に関する提言」、翌年6月の「21世紀への留学生政策の展開について」（いわゆる「留学生10万人計画」）等の方針を受け、その実現に向けた政策が採られるようになった。これ以降の日本での留学生の受け入れ状況は以下の三つの時期に分けられる（白石、2006）。

最初の時期は1983年から1992年までの10年間で、留学生10万人計画が発表された直後に留学生のアルバイトも解禁され、バブル経済の絶頂期であった当時、人手不足が深刻であったため、建設会社やファーストフード企業が、人手確保が目的と疑われるような日本語学校を続々設立した時期に相当する。個人、有限会社、株式会社等が日本語学校を名乗り、入学許可書を発行しさえすれば、海外から学生を受け入れることが出来た。このため学校としての設置基準や認可制度が整わないまま、80年代前半には日本語学校生として入国した外国人が大学等に進学するようになり、留学生者数は5万人に達した。

第二期は1993年から1999年までの7年間である。法務省入国管理局（以下「入管」）は1990年に入管法を改正し、大学・大学院等に在籍する留学生には「留学」、日本語学校の学生には「就学」の資格を与え、かつ厳格な審査を行った。同時に日本語学校の認定機構として（財）日本語教育振興協会を設立し、専修学校とほぼ同レベルの設置基準⁽¹²⁾で既存の日本語学校の審査認定を行った。その影響により1995年の中国学生に対する「就学」ビザ発給率⁽¹³⁾は30%までに下落、「留学」資格による新規入国者数も1万人台で推移し、留学生の入国は全体的に停滞した。

1996年から入管は不法残留の発生率を抑制するために、学校別、国別による「就学」資格の審査を行った。また、金銭売買による問題が多発していた「在留にかかる身元保証人制度」⁽¹⁴⁾を廃止したことで、90年代後半には「就学」による新規入国者数は再び2万人近くに増加した。

一方、大学・大学院留学生のビザの変更、更新、再入国、資格外活動許可申請などを教育機関の教職員がまとめて受理するために、1997年には留学生が資格外活動許可を申請する際には所属大学の発行する「副申書」⁽¹⁵⁾の添付を義務付けることで、個人申請以外の取次申請も可能とした。つまり、取次申請により大学を留学生を受け入れる機構と位置づけ、入管との関係を強化する一方で、留学生たちの状況を常に把握させるようにしたわけである。

2000年、「就学」ビザの国・地位別審査、不法残留率による学校別の審査⁽¹⁶⁾を通じて成果を収めた入管は、日本語学校や大学等が選考した入学予定者に対し、学歴等の書類を一切添付せず、申請書と写真のみで在留資格認定書を発給する施策を実施し、第三期の急増期に入った。その後、在日就・留学生者数は2000年の64,000人から、2001年の79,000人、2002年の96,000人と徐々に増加し、2003年には10万人を突破し、110,000人に達した。（図4-1）

だが2002年末、山形県の酒田短期大学での中国留学生大量行方不明事件（全学学生352人のうち339人が中国籍）により、学生の定員割れを留学生で埋めようとする大学、短期大学の問題が露呈し

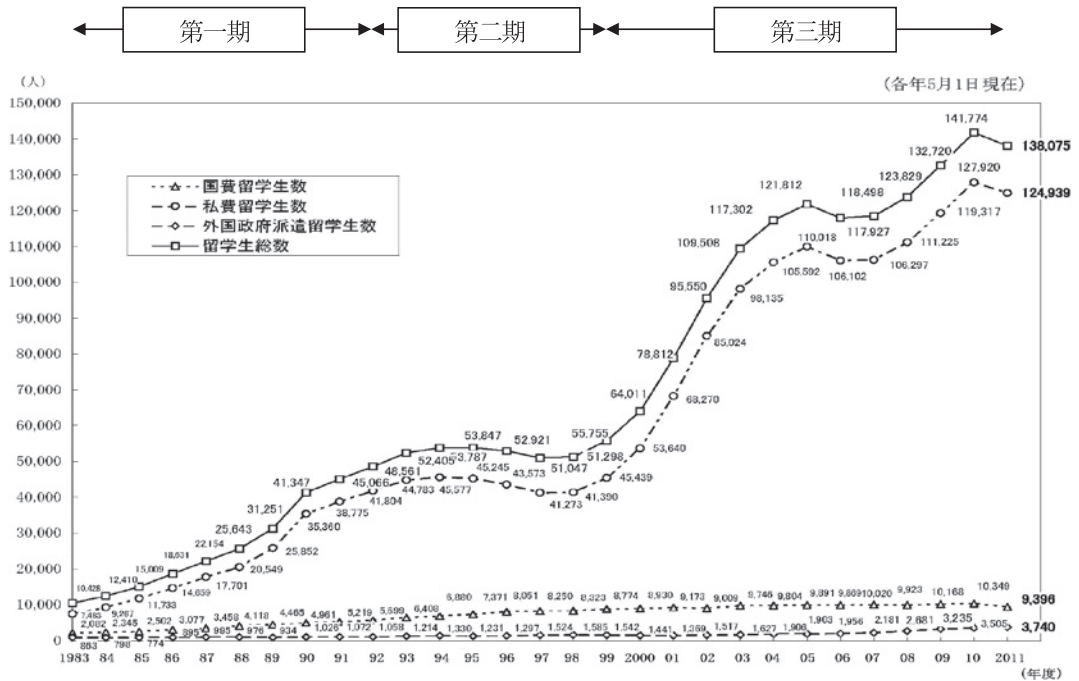


図 4-1 留学生総数推移

出典：JASSO「平成 23 年度外国人留学生在籍状況調査結果」(2011 年), p2

た。さらに 2003 年には留学生殺人事件が発生、留学生に関する犯罪事件の多発により、留学生に対する社会的イメージは一気に下落した。

2003 年 11 月、法務省は再び「留学」、「就学」在留審査の厳化格方針を打ち出し、2004 年の新規入国者数は前年の 27,000 人から 15,000 人へと一気に 45% 減少し、「留学」も 25,000 人から 22,000 人へと 14% 減少した。しかし、2005 年の留学生数は新規入国者数が激減したにもかかわらず、122,000 人と過去最高数を記録し、2010 年には 140,000 人に超えた。

2000 年に大幅に緩和された入管の審査方針が 2003 年に変更されたことにより、2004 年・2005 年には中国からの留・就学新規入国者数が激減し、2006 年には留学生数が前年より 4,000 人少ない 118,000 人となった。その後、入管はより厳しい在留審査を行う方針を打ち出しており、留学生数は 10 万人前後の水準にとどまり、90 年代のような数年間の停滞的状況が続くことと予想される。だが 2004 年に「留学生受け入れ 10 万人計画」を達成して以来、2008 年には当時の福田首相が「留学生 30 万人計画」を唱えたことを契機とし、視点を従来からの国際貢献、交流の架け橋等から高度人材の獲得等、国益等の視点に転換し、国家戦略としての留学生受け入れの「30 万人受け入れ計画」が実行された。

入管法の規定によると、留学生は正式な「労働者」ではないが、在学中のアルバイトと卒業・修了後の就職から見れば「労働者」の一種とも言える。20 万人に上る留学生の多くが私費留学生である。

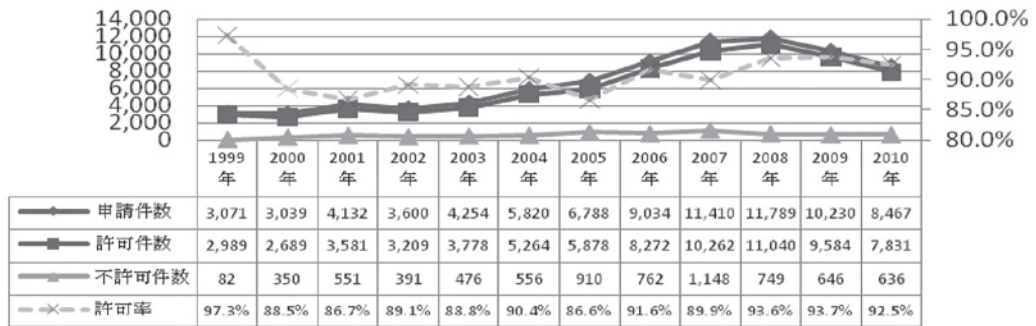


図4-2 留学生等からの就職目的の申請数等の推移

出典：法務省「平成22年における留学生等の日本企業等への就職状況について」より、筆者作成

大学や自治体・財団等による経済的支援は十分とは言えず、大多数の留学生はアルバイトに頼らざるを得ない。「出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項第1号に規定する活動」に基づく「資格外活動」も、申請により週28時間、長期休暇期間は一日8時間のアルバイトが認められているため、多数の留学生が飲食店、コンビニエンスストアなどのサービス業のアルバイトに従事している。「外国人雇用状況の届出状況」（厚生労働省、2011.1.31公表）によると、「資格外活動」として労働に従事する者は108,091人と、留学生全体の16.6%を占めている。

また、留学生は卒業後、日本国内企業の需要と留学生自身の希望により日本で就職する留学生が増えており、図4-2のように2010年には就労ビザ変更の許可件数が7,831件に上り、うち中国留学生が4,874人、62.2%を占めている。2008年からの申請・許可件数の減少は、リーマン・ショックによる世界同時不況により各企業が外国人採用を減らしたためと見られる。

留学生は高度人材の潜在的供給源とみなされ、国は優秀な留学生の受入れを推進しようとしてきた。2000年の第二次出入国管理基本計画では、就職のための留学生の在留資格変更を積極的に認めることとし、2004年には留学生に大学卒業（大学院修了）後、最長半年間の就職活動目的の滞在が認められるようになり、2009年にはさらに最長1年間に延長された。

日本語が上達し、日本社会について一定程度熟知している留学生は、企業にとって魅力的な人材である。在学中のアルバイトや卒業・修了後の就職という点から、労働力としての留学生に対する期待は今後一層高まると推測される。

5 まとめ

入管法などの法の改正経緯をみると、改正は各時期の状況に対応して行われたとすることができる。日本国内の労働力不足に対し、入管法の改正により研修生・実習生と日系南米人の労働力を獲得した一方で、外国人の不法滞在、不法就労等の問題も増加した。また、日系南米人の還流も文化の摩擦、言語不通、子供教育など問題をもたらし、地方に新しい課題を生じさせた。

研修生・実習制度の本来の趣旨は、国家間の文化・技術の交流、そして海外進出企業の人材養成等

である。少子高齢化、若者の3K業種の敬遠などによる労働力不足の発生等の問題を解決するため、「団体監理型」の制度を設け、第三者の仲介を通じて労働力を導入する制度が運用されてきたが、低賃金、時間外労働、強制貯蓄、パスポートの取り上げなどの人権侵害の問題が多発、2009年に新たに制度改正が行われ、研修・実習生の待遇が改善された。

一方、大量の外国人が「留学生」として来日しているが、彼らの入国状況も労働と緊密な関係がある。留学の主な目的はより高いレベルの知識を学んだり、異国の文化を体験したりすることであり、日本側も奨学金を設けて各国から外国人留学生を誘致してきた。だが、奨学金が受け取れる学生は少数であり、私費で入国した留学生たちは僅かの民間奨学金を除けばその他の手段で生活を維持しなければならない。入管法による「資格外活動許可」は、留学生が学業に妨げのない範囲内で労働行為に従事することを認めている。

各制度の改正状況を見ると、研修・実習制度、日系南米人、留学生のアルバイトなどはそれぞれ日本の労働問題のあり方に深く関わっていることがわかる。

2009年から発足した「留学生30万人受け入れ計画」においても、現下のグローバル化の進展する状況下において、国際競争力を維持するため、日本の留学生政策の目的も、従来の「文化の架け橋」から「人材の獲得・育成」に転換することが明言された。換言すれば、日本は原則として単純労働力を受け入れない立場を維持しながら、日本社会を理解し、日本社会を熟知した人材を獲得するようになってきた。これらの政策や制度の転換が、日本の外国人入国状況や構成などにどのような変化をもたらすか、日本政府、そして地域社会が状況に如何に対応するのには実に興味深いテーマである。今後、筆者は一人の留学生として外国人の日本への居住に関心を持ちつつ、外国人が地域にどのような影響を与え、地域の変容が外国人の移動、集住とどのような関係を持つのかを明らかにしていきたい。

注(1) 国籍(出身地)別在留資格(在留目的)別外国人登録者数(2011.8) <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?sinfid=000009998148>

(2) 山下清海編著『華人社会がわかる本』, p. 146, それに詳しい。

(3) 石川義孝『地図でみる日本の外国人』ナカニシヤ出版, 2011.11, p. 12-13

(4) 前掲書, p. 14-15

(5) 1945年9月20日の緊急勅令542号〈ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件〉に基づいて発せられた命令(勅令, 閣令, 省令)で, 占領期特有の法体系である。同勅令に基づき, 新憲法施行までの勅令はポツダム勅令, 以後は政令となったのでポツダム政令という。

(6) 山田録一・黒田忠正『わかりやすい入管法(第5版)』有斐閣, 2000年, p. 13

(7) ワーキング・ホリデー制度とは, 二つの国・地域間の取り決め等に基づき, 各々の国・地域が, 相手国・地域の青少年に対して自国・地域の文化や一般的な生活様式を理解する機会を提供するため, 自国・地域において一定期間の休暇を過ごす活動とその間の滞在費を補うための就労を相互に認める制度である。

(8) 1951年(昭和26年)7月28日の難民及び無国籍者の地位に関する国際連合全権委員会議で難民の人権保障と難民問題解決のための国際協力を効果的にするため採択した国際条約。発効は1954年(昭和29年)4月22日。この条約を補充するため難民の地位に関する議定書が1966年に作成され, 1967年10月4日に発効した。2006年10月時点で加盟国数は143カ国に達した。

- (9) 出入国管理及び難民認定法（入管法）に定められた行政処分の一つ。日本に滞在している外国人を強制的に日本から退去させる処分。
- (10) 南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として設立するものである。（『外国人集住都市会議の概要』より抜粋）
- (11) 【群馬県】伊勢崎市、太田市、大泉町、【長野県】上田市、飯田市、【岐阜県】大垣市、美濃加茂市、可児市、【静岡県】浜松市、富士市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、菊川市、【愛知県】豊橋市、豊田市、小牧市、知立市、【三重県】津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、【滋賀県】長浜市、甲賀市、湖南市、【岡山県】総社市。
- (12) 修業年限は1年以上、昼間課程の年間授業時間は800時間以上、夜間課程の年間授業時間は450時間以上、生徒は常時40人以上。
- (13) 在留資格認定証明書交付申請数に対する交付率。
- (14) 「当該外国人に影響力をもつ在日の人」、「当該外国人の日本での滞在に経済的影響力をもつ人」。すなわち監督者の有無であり、金銭面で不安要素があれば保証する者を立てる必要がある。
- (15) 留学生がアルバイトを行うに当たって、勉学上問題がないことを示す大学の推薦書
- (16) 5%以上の不法残留者を出すと不適格校とされ、従来の「厳格な審査」の対象となる。

参考文献

1. 奥田道大、田嶋淳子著『池袋のアジア系外国人－社会学的実態報告』明石書店、1991.06
2. 奥田道大、田嶋淳子著『新宿のアジア系外国人－社会学的実態報告』明石書店、1993.05
3. 山下清海編著『華人社会がわかる本』、明石書店、2005.4
4. 文部科学省『留学生30万人受け入れ計画骨子』、2008.07
5. 白石勝己「留学生数の変遷と入管施策から見る留学生10万人計画」『留学生メールニュース』第61号、財団法人アジア学生文化協会、2006.12
6. 『外国人労働者受入れ政策の課題と方向－新しい受入れシステムを提案する－』（財）日本経済調査協議会、2008.9
7. 寺倉憲一「我が国における留学生受入れ政策－これまでの経緯と「留学生30万人計画」の策定－」『レファレンス』No.697、2009.2（p.27～47）
8. 外国人研修生権利ネットワーク『外国人研修生時給300円の労働者2』明石書店、2009.03
9. 井口泰『外国人労働者新時代』ちくま新書、2009.8
10. 山田鎌一・黒田忠正『わかりやすい入管法（第2版）』有斐閣、2010.06
11. 田嶋淳子『国際移住の社会学－東アジアのグローバル化を考える－』明石書店、2010.10
12. 吉田良生・廣嶋清志編著『人口減少時代の地域政策』原書房、2011.03
13. 石川義孝『地図でみる日本の外国人』ナカニシヤ出版、2011.11
14. 外国人集住都市会議『いいだ2011会議資料』2011.11